

令和7年度MICEワンストップソリューション事業業務委託仕様書

1 事業の目的

訪日外国人の神奈川県への来訪を促進し、観光消費額を向上させるため、公益社団法人神奈川県観光協会（以下「発注者」という。）が担う一元的対応窓口において、戦略的かつ一貫性のある効果的なプロモーションを実施することで、MICE分野における送客を加速化する。

2 契約期間

契約締結日から令和8年3月27日（金）まで

3 事業内容

受注者はMICE誘致に係る一元的対応窓口を設置の上、主催者側に寄り添ったサポート（財政・情報・物的）をワンストップで提供する（以下「MICEワンストップサービス」という。）とともに、主催者へのPRを行うこと。また県内ユニークベニュー施設※（以下「UV」という。）に直接的な働きかけを行い、受入体制の底上げを図ることで、開催地としてのプレゼンス向上を実現し、MICE誘致を加速させるものとする。具体的には次の各号の取組みを行うこと。

※歴史的建造物、文化施設や公的空間等で、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場のこと

(1) 専門人材の配置

受注者はMICE誘致に関する専門知識を持つ人材（以下「専門人材」という。）を1名配置し、(2) UVへのセールス支援及び(3) MICE開催助成金事業の責任者として総括業務を行うこと。

また、専門人材は発注者の事務所で原則週4日（発注者の営業日が週5日の週の場合）駐在すること。専門人材が休暇などで不在の場合は、業務が継続できる代理の人材を駐在させること。

<専門人材に必要な能力等の具体例>

- ・ MICE開催に関する専門知識やネットワークを持っていること
- ・ 会議の企画立案各種調整、手配等の対応が可能なこと

(2) UVへのセールス支援

ア UVのニーズに応じたセールス支援【企画提案事項】

UVを対象に、県内全域における受入れ体制を整備するとともに、新たな体験プログラムやエクスカージョンの発掘等を強力に推進するため、UVそれぞれのニーズに応じた各種セールス支援を専門的見地から実施すること。

具体的な支援手法と、支援を実施するUV8件以上の候補を理由とともに提案し、契約締結後に発注者と協議の上、5件以上決定すること。

イ UV体験会

アを訪問し、MICEの企画・運営者側（会議企画運営会社、旅行会社、ランドオペレーター等）に紹介するモニターツアーを実施すること。実施にあたっては、次の内容に留意すること。

- (ア) 訪問先はアから3か所以上を選定し、招聘するMICEの企画・運営者は5社5名以上とすること。選定にあたっては、発注者と協議の上、決定すること。
- (イ) 受注者は、モニターツアー参加者へのアンケートを作成し、実施すること。内容については発注者と協議の上決定し、回収後は集計、分析した上で結果を発注者に報告するとともに、視察先へも情報共有すること。
- (ウ) 受注者は、モニターツアー実施に必要なすべての費用を委託費に含めるとともに、参加者の調整、行程の作成、視察先への予約、交通手段の手配、参加者の旅行保険の加入、生じた費用の支払いや当日の資料作成、タイムキーピングを含めた現場の運営管理全般を行うこと。

(3) MICE開催助成金事業（助成想定金額900万円）

県内で開催されるMICE（インセンティブ旅行やエクスカージョンを想定）に対し、開催経費への助成として発注者が実施する経済的支援（以下「MICE助成金事業」という。）について、次の業務を行うこと。

<参考>

令和6年度は、『神奈川県訪日インセンティブツアー・エクスカージョンプログラム実施支援助成金交付要綱』に則り助成を実施。

令和7年度もこれに準じた内容を想定している（助成対象最大900人程度）。

<https://www.kanagawa-kankou.or.jp/features/jyoseikin>

ア MICE助成金事業の制度設計への助言

受注者は、発注者が行うMICE助成金事業の制度設計について必要なアドバイスをし、改善に向けたサポートを行うこと。

イ MICE助成金事業のPR【企画提案事項】

専門的な見地から、発注者がMICE助成金事業を行うために必要なアドバイスを行うとともに、受注者のネットワークや発注者の観光レップ（アメリカ、イギリス、中国を想定）及び発注者が提供する情報なども活用して、MICE助成金事業のPRを行うこと。有力なネットワークを理由とともに提示し、その他有効なPR方法について具体的に提案すること。また、発注者が中国又は台湾で出展するMICE関連商談会1回に専門人材を派遣し、MICE助成金事業のPRを行うこと。

ウ MICE助成金事業の運用支援

- (ア) MICE助成金事業募集ページの更新（発注者のホームページを想定）と掲載書類内容の更新及び英語、中国語（簡体、繁体）への翻訳
- (イ) MICE助成金事業への問合せ対応及び申込み受付から助成金支払金額確定までの事務処理を含む一連の手続き対応

4 成果目標

本事業における成果目標を下記の通り設定するので、受注者は基準値以上の数値を提案し、受注後は発注者の依頼に基づき、内訳とともに実績数値のアップデートを適宜行うこと。

(アウトプット)

区分	令和7年度
MICEワンストップサービスの提供 <PR・問合せ対応含むサービス提供件数>	25件以上

(アウトカム)

区分	令和7年度
MICE誘致による県内への受入人数 <助成金対象外も含む>	300人以上

5 報告業務

(1) 定期報告

毎月第2金曜日までに前月分の報告書を作成し提出すること。様式は契約締結後に発注者と協議の上、決定することとする。

(2) 最終報告及び業務完了届

令和8年3月27日（金）までに、契約期間を総括する内容で最終報告書（任意様式）を提出することとし、契約期間における活動内容とその成果を記載すること。

なお、契約期間を通じたプロモーションの成果目標に係る集計結果については、必ず含めること。また、提出の際は、別紙「業務完了届」も併せて提出すること。

(3) 作成及び提出方法

ア 定期報告は編集可能な電子データで作成し、電子メールで提出すること。また最終報告は紙媒体カラー印刷3通及び電子データ（編集可能なファイル形式）で作成し、(ウ)の提出先まで提出すること。

イ 業務完了届

別紙様式に必要事項を記入の上、提出すること。

ウ 提出先

公益社団法人 神奈川県観光協会

担当：北村 直樹

〒231-8521

神奈川県横浜市中区山下町1（シルクセンター内）

TEL：045-681-0007 FAX：045-681-0009

6 実施体制

受注者は、本業務の実施に当たり、作業責任者を定め、日本国内において業務全体の管理監督に当たらせること。また、作業責任者及び専門人材の氏名、経歴等について発注者に提示すること。

7 その他

(1) 使用言語

ア 発注者との連絡と調整は、電子メール、電話、面談等の方法により、原則、日本語で行うこと。

イ 第三者へ発信、提供する外国語で作成される文書は、その言語のネイティブ若しくは同等の能力を有する者が作成するとともに、日本語に訳した文書を発注者に事前に提出し確認を受けること。

(2) 制作物に関する権利の帰属

委託業務における制作物について、発注者の観光プロモーションでの活用を予定しているため、受注者はこのことを了解し、著作権等について、次のとおり調整すること。

ア 委託業務においては、著作権、肖像権等の取扱いに十分注意すること。

イ 委託業務の履行に伴い発生する全著作物及び中間生産物のうち、第三者があらかじめ著作権を保有している図・写真等を除いた一切の著作権（著作権法第27条及び同第28条所定の各権利も含むが、これらに限らない。）は、発注者に帰属すること。ただし、第三者が著作権を保有している場合でも、発注者及び神奈川県が運営するウェブサイト（観光かながわNOW、Tokyo Day Trip -Kanagawa Travel Info-及び神奈川県ホームページ）、SNS等や印刷物には使用できるようにすること。

ウ 委託業務により得られる著作物及び中間生産物の著作者人格権について、受注者は将来に渡り行使しないこと。また、受注者は成果品の制作に関与した者に対して著作権を主張させず、著作者人格権について行使しないものとする。

エ 委託業務に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他の知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受注者が負うこと。

オ その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定すること。

(3) 委託事項の遵守・守秘義務

ア 受注者は、委託業務の実施に当たって、関係法令、条例、規則等を十分に遵守すること。

イ 受注者は、業務の実施により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

(4) 個人情報の保護

別添「個人情報保護に関する特記事項」を遵守すること。

(5) 再委託が必要な場合の取扱いについて

ア 受注者が、業務上の必要性により委託業務の一部を再委託する際は、企画提案時に再委託する業務、相手方等を明らかにし、契約締結後に発注者に届出をし、書面により承諾を得ること。

イ 再委託する業務、相手方等に変更がある場合は、受注者は、その都度、発注者の承諾を得ること。

ウ 作業責任者の業務については、再委託してはならない。

(6) 留意事項

ア 受注者は、発注者と十分な協議を行いながら本業務を進めることとし、作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議すること。

イ 発注者は、作業期間中、いつでもその作業状況の報告を求めることができる。

ウ 契約期間中に、変更が必要な業務がある場合は、その都度、発注者と受注者で協議の上、対応すること。

エ 情報発信に当たっては、発注者及び神奈川県が運営するウェブサイト（観光かながわNOW、Tokyo Day Trip -Kanagawa Travel Info-）やSNS（Facebook（英語、繁体字、ベトナム語）、Instagram（英語）、X（旧Twitter）（英語）、Weibo（簡体字））があることを念頭に、必要に応じて連携すること。

(別紙様式)

業 務 完 了 届

令和8年3月 日

(公社) 神奈川県観光協会会長 殿

(受注者)

所在地：

法人名：

代表者（職・氏名）：

次のとおり、業務を完了しましたので報告します。

契約名	令和7年度MICEワンストップソリューション事業業務委託
契約年月日	
契約金額	
契約期間	
完了年月日	
特記事項	
本件責任者及び担当者	役職・氏名・連絡先

※ 本件にかかる責任者及び担当者の役職、氏名及び連絡先記載の場合、代表者印の押印省略可能